

沿岸広域振興局長告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年11月4日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉里吉里釜石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市片岸町第9地割1番2地先から第10地割110番10地先まで	新	A 35.0~4.7 m	1,065.4 m
		B 86.3~7.0	931.8
C 73.5~17.8		214.0	
D 36.9~10.0		142.5	
E 64.5~23.6		56.3	
釜石市片岸町第8地割101番3地先から133番1地先まで	旧	A 35.0~4.7	1,065.4
釜石市片岸町第8地割132番1地先から131番8地先まで			
釜石市片岸町第10地割110番1地先から110番10地先まで			
釜石市片岸町第9地割1番2地先から第10地割110番10地先まで			
釜石市片岸町第9地割1番2地先から第10地割110番10地先まで			

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成28年11月4日から同年12月5日まで